

「法人後見」へ横浜でNPO法人設立

認知症や障害などで判断能力が不十分な人の権利を守ろうと、法人として「成年後見人」の担い手となるNPO法人を、横浜市のソーシャルワーカーO.B.らが21日、発足させた。個人ではなく「組織」が受任することで、質の高い後見業務を行うことがで



NPO法人「よこはま成年後見 つばさ」の設立総会で理事長に選ばれた須田さん(左から2人目) 横濱市中区の市民活動支援センター

福祉職OBらスクラム

きる上、「親亡き後が心配される障害者に対しても継続的に対応できるのが特長。第三者後見の多くが専門職に限られる中、「退職後のソーシャルワーカーを有効活用」するモデルケースにメンバーは意気込んでいる。

(佐藤 奇平)

設立されたNPO法人は「よこはま成年後見 つばさ」(須田幸隆理事長)。親族以外が受任する第三者後見の人材不足が指摘される一方、障害者の親からは「将来にわたって子どもが安心して生活できる環境が必要」と、後見業務を永続的に行える「法人後見」の受け皿が求められていた。ただ、県内では設立が進んでこなかった。

こうした中で、横浜市を2009年3月に退職し、社会福祉士の資格も持つ篠崎美代子さんが、「職場で培った相談力を退職後も生かしたい」とことし2月にNPO法人を構想。3月、同市が磯子区内に設置した東日本大震災の一時避難所で県社会福祉士会が生活相談を行った

際、中心メンバーが相談員として顔をそろえたことで、話が一気に進展したという。設立メンバーに名を連ねた15人のうち、市職員OBが12人、現役は3人。全員が第一線で相談業務に携わった経験を持つ。「組織での対応に長じているのが強み」と元中福祉事務所長の須田理事長。社会福祉士は8人で、うち5人は実際に後見人を受任している。最高裁によると、2010年に全国で選任された成年後見人等(保佐人、補助人

O法人設立の意義を語った。

◆成年後見制度 判断能力の不十分な人に後見人などを選任し権利を擁護する制度。財産管理のほか、介護や医療に関わる契約行為など生活の質を向上させる「身上監護」が役割。2000年4月、それまでの「禁治産制度」に替わるものとして介護保険制度と合わせてスタートした。「法定後見」は判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」に分かれる。

組織受注で継続対応 経験活用モデルに

含む)は2万8606件で、うち法人は961件。前年より279件増えたが、全体ではわずか3.4%。横浜家裁管内では1.4%(2337件中32件)と、全国平均を下回る。

設立総会は21日、横浜市内で開かれた。「ソーシャルワーカーとしての経験と相談力を生かし、利用者の生活の質を向上させる後見業務を行いたい」と話す須田理事長は、「チームで対応することで質の高い後見業務につなげられる」と法人後見のメリットを強調。さらに「経験豊富だが社会福祉士などの資格のない人材も有効活用でき、受任者の裾野が広がる」と、NPO

日本財団は21日、東日本の被災地支援のため、姉妹「日本音楽財団」が所有するオリンの名器「ストラダス」を英ロンドンでオー

に出品、1589万4千